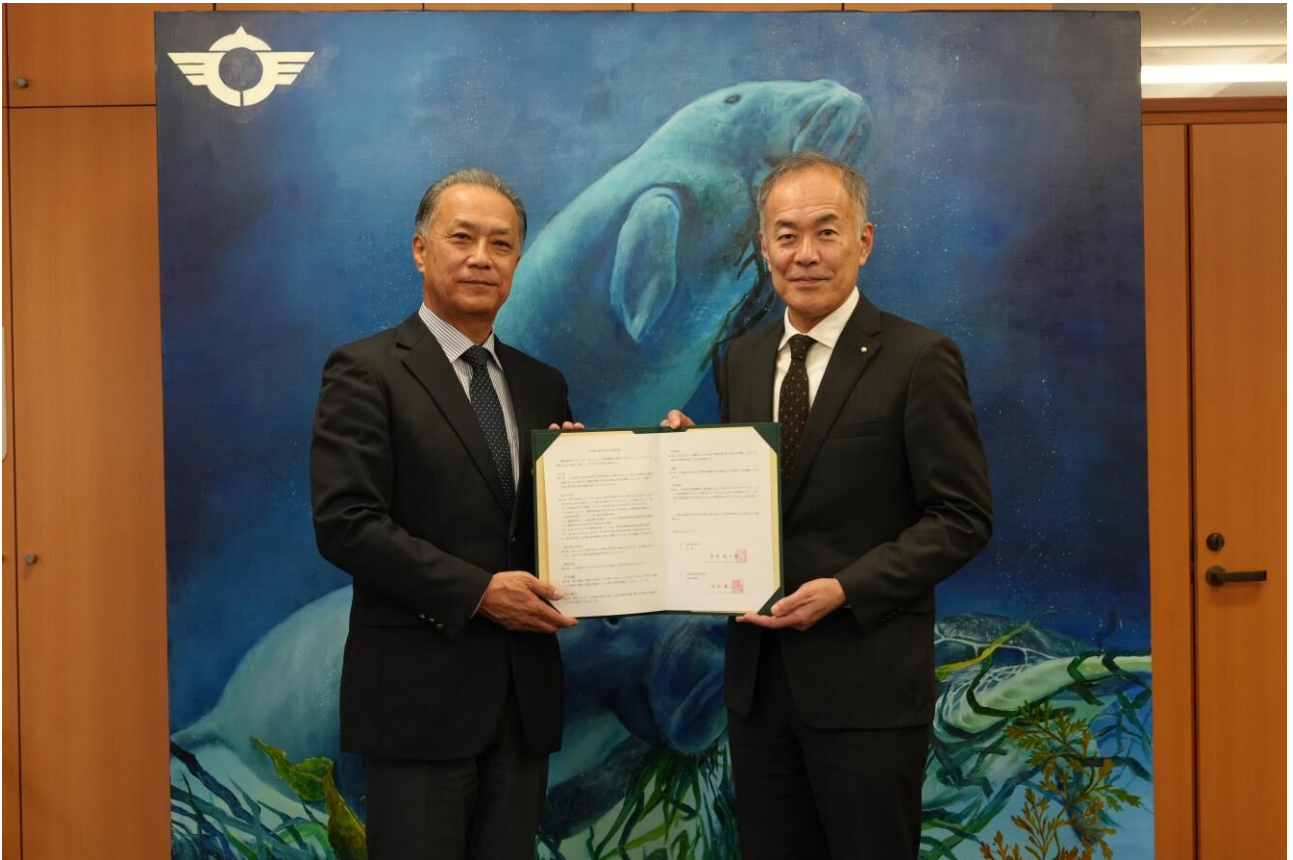


令和6年12月17日(火)

「災害時の協力に関する協定」の締結

12月17日、三重県農業共済組合と「災害時の協力に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、大規模災害が発生した際、被害状況の確認協力や同組合が保有する被害物件に対する損害評価などの情報提供が行われます。これにより、農業者の生活再建が迅速かつ円滑に進むことが期待できます。



専務理事の和田隆さんは、「災害からの完全復旧にはマンパワーが必要。この協定により、民間団体として協力できればと思います。現在は三重県のみでの取り組みですが、全国に広げていきたい」と思いを話してくれました。